

平成26年第1回京丹波町議会定例会（第5号）

平成26年 3月27日（木）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第 6号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 7号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 8号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 9号 京丹波町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第10号 京丹波町病院事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第11号 京丹波町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第12号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 第10 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第11 議案第14号 町道の路線認定について
- 第12 議案第15号 町道の路線変更について
- 第13 議案第16号 平成26年度京丹波町一般会計予算
- 第14 議案第17号 平成26年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
- 第15 議案第18号 平成26年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算
- 第16 議案第19号 平成26年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 第17 議案第20号 平成26年度京丹波町水道事業特別会計予算
- 第18 議案第21号 平成26年度京丹波町下水道事業特別会計予算
- 第19 議案第22号 平成26年度京丹波町土地取得特別会計予算
- 第20 議案第23号 平成26年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
- 第21 議案第24号 平成26年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算

- 第 2 2 議案第 2 5 号 平成 2 6 年度京丹波町須知財産区特別会計予算
- 第 2 3 議案第 2 6 号 平成 2 6 年度京丹波町高原財産区特別会計予算
- 第 2 4 議案第 2 7 号 平成 2 6 年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
- 第 2 5 議案第 2 8 号 平成 2 6 年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
- 第 2 6 議案第 2 9 号 平成 2 6 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
- 第 2 7 議案第 3 0 号 平成 2 6 年度京丹波町質美財産区特別会計予算
- 第 2 8 議案第 3 1 号 平成 2 6 年度国保京丹波町病院事業会計予算
- 第 2 9 議案第 3 2 号 平成 2 5 年度京丹波町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 3 0 議案第 3 3 号 平成 2 5 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 3 1 議案第 3 4 号 平成 2 5 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 2 議案第 3 5 号 平成 2 5 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 3 3 議案第 3 6 号 平成 2 5 年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 4 議案第 3 7 号 平成 2 5 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 5 議案第 3 8 号 平成 2 5 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 6 議案第 3 9 号 平成 2 5 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 7 議案第 4 0 号 平成 2 5 年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 8 議案第 4 1 号 平成 2 5 年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 9 議案第 4 2 号 平成 2 5 年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 0 議案第 4 3 号 平成 2 5 年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 1 議案第 4 4 号 平成 2 5 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 4 号）
- 第 4 2 発委第 1 号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 3 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1 番 森 田 幸 子 君
- 2 番 松 村 篤 郎 君
- 3 番 原 田 寿 賀 美 君
- 4 番 梅 原 好 範 君
- 5 番 山 下 靖 夫 君
- 6 番 坂 本 美 智 代 君
- 7 番 岩 田 恵 一 君
- 8 番 北 尾 潤 君
- 9 番 鈴 木 利 明 君
- 1 0 番 篠 塚 信 太 郎 君
- 1 1 番 東 ま さ 子 君
- 1 2 番 山 崎 裕 二 君
- 1 3 番 村 山 良 夫 君
- 1 4 番 山 田 均 君
- 1 5 番 山 内 武 夫 君
- 1 6 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

- 町 長 寺 尾 豊 爾 君
- 副 町 長 畠 中 源 一 君
- 会 計 管 理 者 谷 口 誠 君
- 参 事 岩 崎 弘 一 君
- 参 事 野 間 広 和 君
- 瑞 穂 支 所 長 中 尾 達 也 君
- 和 知 支 所 長 榎 川 諭 君
- 総 務 課 長 伴 田 邦 雄 君
- 監 理 課 長 木 南 哲 也 君
- 企 画 政 策 課 長 山 森 英 二 君
- 税 務 課 長 堂 本 光 浩 君

住 民 課 長	下伊豆 かおり 君
保 健 福 祉 課 長	岡 本 佐登美 君
子 育 て 支 援 課 長	山 田 由美子 君
医 療 政 策 課 長	藤 田 正 則 君
産 業 振 興 課 長	久 木 寿 一 君
土 木 建 築 課 長	十 倉 隆 英 君
水 道 課 長	山 田 洋 之 君
教 育 長	朝 子 照 夫 君
教 育 次 長	藤 田 真 君
代 表 監 査 委 員	小 畑 圭 一 君

6 出席事務局職員（2名）

議 会 事 務 局 長	長 澤 誠
書 記	山 口 知 哉

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成26年第1回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番議員・山下靖夫君、8番議員・北尾潤君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本会期中において各委員会が開催され、付託議案、提出議案等の審査が行われました。本日、本議会終了後、全員協議会を開催いたします。議員の皆さんには大変ご苦労さまでございますが、よろしくお願いをいたします。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可しましたので、報告をいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、議案第6号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第3、議案第6号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑、ございませんか。

これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで、討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

議案第6号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

《日程第4、議案第7号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

日程第4、議案第7号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで、討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

議案第7号、京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

《日程第5、議案第8号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第5、議案第8号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで、討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

議案第8号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第9号 京丹波町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第6、議案第9号 京丹波町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで、討論を終わります。

これより、議案第9号を採決します。

議案第9号 京丹波町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第10号 京丹波町病院事業条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第7、議案第10号 京丹波町病院事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで、討論を終わります。

これより、議案第10号を採決します。

議案第10号 京丹波町病院事業条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第11号 京丹波町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第8、議案第11号 京丹波町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで、討論を終わります。

これより、議案第11号を採決します。

議案第11号 京丹波町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決しました。

《日程第9、議案第12号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の変更について》

○議長（野口久之君） 日程第9、議案第12号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○14番（山田均君） 1点、お尋ねをしておきたいと思うんですけども、計画前、計画後ということで、それぞれバスのいわゆる台数と、それから何人乗りを何台ということで伺っておるわけですが、今回53人乗りをこれまで3台を2台と、それから55人乗りが1台増やすということで、あと61人乗りを4台ということで、これまで3台のものですね。合計15台を16台ということになっておるわけなんですけども、バス路線のあり方というのを、いろいろ議論をされてきておる経過はあるわけですが、京丹波町の場合には、基本的にスクールバス中心で、その代がえといいますか、あとそれを使って路線を走らせておるわけですが、いろいろな考え方がある中で、やはりバスの運行のあり方というのが求められておるわけですが、一定、そういう方向が定まった段階で、バスの何人乗りの何台というのを考えるべきではないかと思うんですが。特に巡回バスの要望も強い中で、小型をもっと走らせてはどうかという、そういう意見もある中で、この辺の考え方はどういうことなのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） 議員、おっしゃいましたとおり、混乗型のバス運営をしているところであります。

今後の部分につきましては、まず、スクールバスの生徒の動向というのでも考慮しなければならないというふうに思っております。その中で、そういうことも加味しながら、バスの定員の変更を考えながら小型化をし、効率のよいバスの運行をしたいというふうに思っております。

また、そういう大型から小型に変わりますことで、もう少し地域の中に入れていける部分があれば、再度またその時期に検討していくということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 京丹波の場合には、今もありましたスクールバスを中心にして、そのスクールバスを利用して路線を走らすということになっておるんですが、新しいそういう巡回バスの、そういう路線の考え方とか、一定、京丹波町としてどういう交通網のあり方ということになろうと思うんですが。大体、今の考え方としては、そういう一定の方向を出せるというのは、何年ぐらいを考えておられるのか。一定の方向を出すと言いながら、先延ばしになってきとる状況の中で、一定の期限を持ってですね、やはり一定の方向を考えていかんとあかんのではないかと思うんですけど。交通網の、そういう一定懇談会も出されて、審議会的なものも出されとるわけでございますけども、その辺を踏まえて、やっぱり一歩踏み出していくといいますか、いろんな先進地の事例もあるわけでございますけども、京丹波としての交通網のあり方というのは、今後何年ぐらいを目途に一定の方向を出されるという考え方なのか、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） 懇話会からも答申をいただいたところでもございますけれども、その中にはデマンド方式とか、それから民間のほうに委託をすとか、いろんなことを提案もいただいております。また、これからの交通体系のあり方につきましては、半額実証であるとか、住民の意向調査であるとか、そういうことを丁寧にした上で、あるべき姿を求めていくべきだということも、同時に言われているところであります。

したがいまして、現在も道の駅「和」の買い物支援サービスもしていただいております、現在、その住民の皆様方のニーズを、調査をしているところでございまして、現在では、何年度にきちっとした形で方向を出すということまでは至っておりませんが、そういう動向を見ながら検討をしていくということに、考えているところでございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで、討論を終わります。

これより、議案第12号を採決します。

議案第12号、京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について》

○議長（野口久之君） 日程第10、議案第13号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

岩田君。

○7番（岩田恵一君） 本提案については、私、大賛成をする中で、今後は農業の活性化対策に活用いただけたらなというような思いでございますし、また、国が示しております6次産業化に向けた期待も大きい中でございます。指定管理を受ければ、ここにあるグリーンランドみずほ株式会社の代表者である副町長が先頭に立って、この施設の運用等をお考えになるというように思うのですけれども。今すぐにはお答えができないかもしれませんが、代表者としてこの施設の活用の仕方、また近くに道の駅等へ出荷をされておる出荷者協議会などとの協議も踏まえて、この施設の運営等に当たっていくというふうにはお考えなのかどうか、今、現状でのお考えがあれば、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 今回、こういうご指定を受けるということになりますと、まずもって、都市住民との交流といったことも考えていかなければなりませんし、そこで、趣味と実益を兼ねて、そこで生産されたものを、また道の駅でも販売していただく、あるいはまた、生産者部会にとっても非常に刺激になりますよね、活性化する。共存共栄を図っていくということで、道の駅として特徴のある道の駅ができるんじゃないだろうかと期待をしているところでございます。また、振興局さんとも話をして、そういった交流という部分でバックアップをしてやるというようなことも、お話も今、進行中でございますので、そういう特色のある運営を手がけていきたいなというところを思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 私もお尋ねをしておきたいと思うんですけれども、今回は指定管理ということで、瑞穂マスターズハウス及びマスターズ農園を、グリーンランドみずほにということなんですけれども。ここの指定管理については、もともとが瑞穂農業公社が管理をしておいて、その後、丹波ワインということになっておったわけでございますけれども、その任期

満了を待たず解約といたしますか、なったわけでございますけれども。

これ、指定するときには、もちろん予算も伴うということもあるわけですが、議会の議決が必要となっておりますけれども、解約の場合、どちらが申し入れるにしても何も議会にこういう形で報告も提案もないわけなので、本来なら5年間の契約をどちらかが解約するという場合には、その履行できなかった部分の例えば損害賠償とか、何かペナルティー、それが全くないのかどうか。それぞれの都合でやめたということでもいいということなのかどうか。その辺は、これ余りにも町民の財産なので、一定指定管理ということで、管理料も払うということで約束をしたものが、議会の議決までしておいて、そして満了を待たずにいわゆる契約を解除するということが起こっておるわけですが。

この辺の考え方を、改めて私、伺っておきたいなと思います。その点について、お尋ねします。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 前の指定管理者であります丹波ワイン株式会社におかれましては、12月末付をもって、解除の申し入れにより解除をさせていただいたという経過がございます。この手続に当たりましては、地方自治法等の定めに基づきまして手続きを踏まれております。最終的に告示により、解除の手続きが成立したということです。ただし、議会のほうでも議決いただいておりますので、任意ではありましたが、議長宛にその旨の報告をさせていただいております。

それから、ペナルティーの件でございますが、指定管理料年間100万円という規定をしておったんですが、それを月割りで算出しまして12分の3月分は返還をいただいております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） もちろん、その法律に基づいてやられてるということだと思いますけれども、やはり町民の財産を一定そういう民間の業者に委託管理すると、指定管理するということになりますので、やはりそんだけの民間は民間での責任をもってやろうということがございますので、それが果たせなかったら、それに対しては一定のペナルティーといたしますか、違約金といたしますか、やっぱりそういうものがあるというのが当然だと思うんですけども。そういうやっぱり考え方に立つべきじゃないかというように思うんですね。京丹波町の場合には、食彩の工房もございました。これも途中で解約ということになっております。やっぱり公の施設ということになってるわけですから、やっぱりそういうものをしっかり位置づけ

て、それで町民の利益が守られるという立場に立たんとですね、何や相手の都合でどうにもなるというようなことでは、公の管理を指定する意味がないんじゃないかと思うので、やっぱりその点、もう一度伺っておきたいというように思います。

それから今回、今も質疑にありましたけども、新たに指定管理をされるグリーンランドみずほの会社の代表は副町長でありますけども。もともとあの場所は建物は別にして、貸し農園というのができとるんですが、圃場の土質が非常に粘土質で、ものがつくりにくいということで、そこに畑として貸し農園しとるわけでございますけれども、人気があるかないかと言えば、ないに等しいんですよ。なかなかつくりにくいと。一定、堆肥なんかを入れて、土壌改良もされてきた経過はあるわけでございますけれども、やはりなかなか、その作業は大変だというのはこれまでの経過から言って、場所の土地の土質から言っても、なかなか改良されてないと、改善されてないというのが実態だと思うんですけども。

実際、聞いておりますと、非常に区画そのものが100区画あるという中で、実際にそれを貸し農園として利用されている方が少人数といたしますか、こういうことも聞いております。そういう点では、どういう形で貸し農園として活用してもらうために圃場の改善、土質の改善をして、そして都市との交流ということも言われましたけれども、そのことにつながっていくようにしなければ、今の現状では、なかなか料金の問題もありますけれども、まず、やっぱりそのものをつくって、そこでしっかりいいものができるということにならなければ、なかなか人気が出て、たくさんの応募が増えていくということになかなかならないと思うんですけども。当然、現場も状況もよくご存じやと思いますので、その辺はどのように考えておられるのか。そこはまあ、町がやるということなのか、新たに指定管理されるグリーンランドがそういうこともやられるということなのか、その辺も合わせて伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） まず、最初の途中解除に対するペナルティー等のご質問でございますが、民間活力を導入し、効果的な指定管理それから農林業振興を目指してという意味で指定管理者制度を導入したということでございます。

途中、残り3カ月で解除ということになりましたけども、それまでに、指定管理者が本町の農林業振興、加工品の製造開発に一定の役割は果たされてきたと評価されるものでございます。今回の解除につきましてはペナルティーを課すまでに至ってないということの判断でございます。

それから貸し農園の件につきましては、土質等が悪いということでご意見ございましたけ

れども、それらを含めてまして、これから貸し農園の利用者の増に向けて検討が指定管理者のほうでなされるというふうに思っております。いろいろな方法を探られて、先ほど副町長からもありましたけども、道の駅との連携などで、さらにその貸し農園の魅力を高めて、また、宿泊施設もごさいますので、数日滞在型の貸し農園というような魅力も出てきます。そういうことでいろんな方法を探りながら、貸し農園の価値を高めていただけたらというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） もう一点、お尋ねしておきたいと思うんですけども。今回特定指定管理ということで、グリーンランドみずほに指定管理をされるということなんですけども、これまで公募をしている民間活力の導入と、今もありましたけども、そういう立場で公募もされてきた経過もあるわけなんですけれども。そういう考え方というのは今回はなしで、特定指定管理という方法を探られたということだと思んですけど。その辺は考え方が変わったということなのか、なかなか受け手がないということにされたということなのか。

丹波ワインさんが民間活力ということで、農林振興にも努力されたということですけど、それは行政的な側面から言われとるのかわかりませんが、要は農家や町民の方が本当にそれによって農林振興にほんまに所得が上がってですね、かかわられて農家の所得が上がったと、農業の振興につながったというそういう視点で、やっぱり町民の財産ですのやっぴり見ていかなければですね、それはまあ民間の業者ですので、加工して商売をするというのは、それは利益を上げるというのは当然ですけども、それによって広がって、農家の方もそういうそれによって加工が広がったと、そういう結果を見て農業振興につながったというやっぴり判断すべきだと私は思うんですけども。そういう視点で、指定管理においても考え方をきちっと据えて、私は取り組んでいくべきだというように思うわけですけども、その点についても、もう一度伺っておきます。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） これまでの加工品につきましても、地元農産物を十分に活用されて、例えばピクルスの瓶詰ですとか、かなりの製造をされておりますので、一定、その農業所得の向上につながったというふうに考えております。

それから今回のグリーンランドみずほ株式会社への指定管理者としての指定でございますが、第3セクターではございますが民間活力ということで期待もしておりますし、また、公

園、施設全体の管理、効率的な管理とあそこ一帯マスターズビレッジということで整備をされてきた経過の中で一体的な管理ができるということで、特定にさせていただいたということでございます。

提案時での補足説明でも申し上げましたとおり、4月からグリーンランドみずほ施設全体の指定管理者として、12月の定例議会で議決いただいたところでございます。また、グリーンランドみずほ株式会社は、この平成25年度におきまして解散されました鎌谷中もえぎグループ企業組合の人材とブランドを引き継がれて、和菓子などの製造加工をされてきました。また、道の駅における野菜販売におきましても、多くの住民に好評を博しております。このような中で、一体的な管理と運営を図るということが、本施設の設置の目的に沿っているということで判断しまして、特定という扱いにさせていただいたということでございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより、議案第13号を採決します。

議案第13号、公の施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第14号 町道の路線認定について》

○議長（野口久之君） 日程第11、議案第14号 町道の路線認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで、討論を終わります。

これより、議案第14号を採決します。

議案第14号、町道の路線認定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第15号 町道の路線変更について》

○議長(野口久之君) 日程第12、議案第15号 町道の路線変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより、議案第15号を採決します。

議案第15号、町道の路線変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第16号 平成26年度京丹波町一般会計予算～

日程第28、議案第31号 平成26年度国保京丹波町病院事業会計予算》

○議長(野口久之君) 議案第16号 平成26年度京丹波町一般会計予算から日程第28、議案第31号 平成26年度国保京丹波町病院事業会計予算を一括議題とします。

16件について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

梅原委員長。

○4番(梅原好範君) それでは、去る3月17日及び19日に開催しました、予算特別委員

会の審査結果について報告いたします。

なお、この委員会につきましては、皆さん委員ということでお世話になりましたので、審査の経過、内容につきましてはご承知いただいておりますので、省略させていただきまして、審査結果のみの報告とさせていただきます。

それでは、朗読をして報告をさせていただきます。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号、件名、審査結果の順に報告いたします。

議案第16号 平成26年度京丹波町一般会計予算、原案可決。

議案第17号 平成26年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第18号 平成26年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

議案第19号 平成26年度京丹波町介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第20号 平成26年度京丹波町水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第21号 平成26年度京丹波町下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第22号 平成26年度京丹波町土地取得特別会計予算、原案可決。

議案第23号 平成26年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算、原案可決。

議案第24号 平成26年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算、原案可決。

議案第25号 平成26年度京丹波町須知財産区特別会計予算、原案可決。

議案第26号 平成26年度京丹波町高原財産区特別会計予算、原案可決。

議案第27号 平成26年度京丹波町桧山財産区特別会計予算、原案可決。

議案第28号 平成26年度京丹波町梅田財産区特別会計予算、原案可決。

議案第29号 平成26年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算、原案可決。

議案第30号 平成26年度京丹波町質美財産区特別会計予算、原案可決。

議案第31号 平成26年度国保京丹波町病院事業会計予算、原案可決。

なお、お手元にも議長宛てに送付いたしました委員会審査報告書を配付させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（野口久之君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

議案第16号 平成26年度京丹波町一般会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○11番（東まさ子君） それでは、ただ今上程されております、議案第16号 京丹波町一般会計予算について反対の立場から討論を行います。

まず最初に、今年度の当初予算で、幼稚園と中学校のエアコン設置に向けた予算が計上されました。日本共産党議員団は、近年の異常気象とも言える状況の下で、教室温度を適切に保ち、児童生徒の健康な学校生活と良好な学習環境を保障するため、普通教室にエアコン設置をと3年前から繰り返し要求をしてまいりました。この間、私たちの議会質問を受けて、教育委員会が実施をいたしました教室温度調査で、国の学校環境衛生基準に望ましいとされた温度が保たれていない深刻な状況が浮き彫りとなりました。昨年の議会では多くの議員の皆さんが、エアコン設置を強く要望されたところであります。今回の全小中学校へのエアコン設置の決定について、評価をするものであります。

しかし、今予算の中で、これから述べさせていただくものについて、指摘をし、反対をするものであります。

最初に消費税の増税、物価の上昇、年金の削減など、暮らしや営業が大変であります。今回、公の施設の使用料や手数料の消費税3%増税への転嫁がされました。本町は住民から消費税を徴収しながら、国に納付をしておりません。一般会計の消費税については、消費税上、そういう払わなくてもいいという仕組みがあるのであれば、せめて使用料など据え置く対応をすべきであります。

次に国民健康保険の問題であります。本町の国保世帯においては、所得200万円以下が約84%を占め、保険税は所得の1.8倍と限界を超え、深刻な状況にあります。府下の自治体で、41億円の一般会計からの繰り入れで負担の軽減がされてきているところであります。本町も実施すべきであります。また、人間ドックへの助成が変更されました。受けやすくして、早期発見に努めるのが自治体の役割であります。住民サービスの低下は認めることはできません。

次に、教育環境の改善についてであります。蒲生野中学校トイレ改修のための実施設計費が当初予算として計上をされておりますが、子どもたちの教室が学校環境衛生基準を満たせていないのは問題であります。平成27年度工事と言わずに、国の補正予算も活用して早期に改善されるよう求めるものであります。

次に、商工観光課が新しく設置をされ、企業誘致に力を入れたいということでありました。それは大事なことでありますが、やはり地元が一番大事であります。地元の企業、商店の聴き取りなど実態調査を行い、それを踏まえた施策や予算の増額を図るべきと考えます。

また、非正規雇用が京都府は全国的にも多いと言われております。呼び込み型の誘致では

なく、地元業者、地元産物を生かした仕事興しを求めるものであります。また、地方自治体の非正規職員は、本来、人事的、補助的業務として従事するものとされておりますが、正規職員さんと同じ責任を持った仕事をされております。本町の非正規で働いておられる職員の皆さんの、正規化を図るとともに、待遇の改善に取り組んでいくべきと考えます。

また、本町の農業を破壊しかねない農地中間管理事業などの予算も、今回、予算化されました。介護保険も保育所や幼稚園のあり方も、今、協議会などで計画が検討をされております。自治体は暮らしを守る防波堤であります。社会保障や地域経済を守るとともに、国の問題についてであっても、町民にマイナスになることについては、町民の代表としてはっきりきっぱり反対をしていただく、このことを指摘をさせていただいて、述べさせていただいて、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

松村君。

○2番（松村篤郎君） それでは、議案第16号 平成26年度京丹波町一般会計予算賛成の立場で討論を行います。

寺尾町政2期目スタートの平成26年度、当初予算につきまして、「安心・活力・愛のあるまちづくり」と、財政健全化の推進により、さらに充実したまちづくりに向け、歳入、歳出は1期目最終年度比較で4億2,200万円、3.7%増額の117億4,000万円となっておりますが、その特徴的なものは町長みずから未来への投資と位置づけられております、道の駅「京丹波味夢の里」実現に向けて、その整備事業が継続して実施されるために、合併後最大規模となった積極的な予算編成と受けとめられます。

2期目の初年度の大型予算は町民にとって、将来的展望に希望を与える反面、失敗の許されない重大な責任と覚悟を背負うこととなります。その内容を見ますと、歳入についてはアベノミクスの効果を期待したものの、なかなかその兆しのない現状において、厳しい財政確保において、交付税関係や国、府の支出金に全てを期待することは不可能であると判断できます。

自主財源の占める割合は、前年度28.0%から26.6%と1.4%下回って、厳しさには変わりなく、成長予算には特定財源の確保は元より、積立金や基金からの繰り入れと合わせ、町債の発行も含め、やむを得ないものであると思えますが、期待ある将来に向けて、その財源が最大限生かされることで、成果が見えてくる予想を含んでいると考えます。

安心のまちづくりのために、まず少子高齢化が進行する中で、最重要課題である地域医療の確保が定着し、京丹波町病院を中心とした地域密着型の地域包括医療の積極的な推進が期

待できます。障害者自立支援事業に前年度比2,800万円余りの増額の、3億5,258万円、介護保険事業、2億7,792万円、介護療養型老人保健施設運営事業8,287万円など、前年度を下回らない予算となっています。年々増加する、老人福祉にしっかり対応されたものと同じことができます。災害に強いまちづくりへの危機管理室の役割が明確となり、消防車両の年次更新の継続や、消防防火の強化のためにデジタル移動系防災行政無線の実施設も盛り込まれております。生命、財産を守るため、政策の展開を始め、子ども子育て支援計画の策定によってさらに充実した子育て支援や、本町独自の子育て、医療費助成事業の実施など、子育て世代にとって期待のできる予算が計上されております。

活力の推進として、農林水産関係の新規事業には、後継者育成事業、経営体育成支援事業、明日のむら人移住促進事業や、土地改良、施設維持管理事業が計画され、また鳥インフルエンザ発生農場跡地活用事業の本格化に向けて、鶏舎の解体を2カ年計画で実施することには、地域において今後の取り組みに弾みがあったのではないかと推察されます。

さらなる有害鳥獣対策の強化、森林道開設事業や、木のぬくもり活用推進事業では、まきストーブ導入の補助及び森林管理システムの整備など、京丹波町森づくり計画の推進への姿勢が明らかになってきます。

また、商工観光課の新たな設置により、商工業及び観光の振興が積極的に進むことを大いに期待するところであります。

1年後に迫ってきた京都縦貫道の全面開通に合わせ、丹波パーキングエリアと一体的な地域振興拠点事業の周辺整備事業にもいよいよ構造物の本格的な着手となり、町民に改めて注目されることとなります。無事故、無災害で堅実に推進し、将来、本町が飛躍的な発展をなすためにも、企業誘致などの推進も合わせて、現実のものとなって、本町に多くの人を訪れることに大いに期待をしております。そのためにも、通過のまちとならない施策の展開も怠ることなく、商工観光振興の推進とともに、道路、橋梁整備など、独自事業の促進や、住民要望に対応できる体制づくりも図られております。

一方、昨年9月の台風18号による災害復旧事業の平成26年度への繰り越しについては、優先される箇所から、順次、早期に復旧改修するための努力に対応いたします。

愛のあるまちづくりとして、小中学校の普通教室の空調設備設置にも取り組まれました。学校給食が完全実施されたことにより、食育の推進のため、地域食材の積極的な活用や、食物アレルギー対策の実施により、小中学生の心身の発展に必要な栄養摂取や、よい食習慣の定着が図られています。地域住民への思いやりが感じとれ、町民の求める安心できる暮らしに希望を見出すものと共感いたします。

その他、諸施策や事業に対しての予算配分には慎重な検討がなされています。町政を支える多くの町民の信頼を損なうことなく、効果ある予算執行がされることを信ずるものであります。

以上の観点を持って、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論ありませんか。

山田君。

○14番（山田均君） ただ今提案されております、議案第16号 平成26年度京丹波町一般会計歳入歳出予算に反対の立場から討論を行います。

平成26年度京丹波町一般会計予算は、積極型、大型事業に重点と新聞でも報道されたように、総額117億4,000万円で、合併以降最大規模の予算が提案されました。寺尾町政2期目の本格的予算として、将来のためにも今やらねばならない事業、未来への希望をつくっていく予算として提案をされております。

昨年は未来への投資、今年度は未来への希望として大型公共事業を進める根拠にしています。18億円以上の税金を投入する合併後最大規模である大型事業、丹波パーキングエリアと一体的な地域振興拠点施設、（仮称）ハイウェイテラス・京たんばの整備事業の推進を最優先にした予算編成となっています。

本年度は新たに（仮称）ハイウェイテラス・京たんばから府立丹波自然運動公園へとつなぐ道路の建設に向けた、調査設計の予算も計上されました。

こうした事業展開では、京都縦貫自動車道の丹波パーキングエリアと一体的な地域振興拠点施設、（仮称）ハイウェイテラス・京たんばと府立自然丹波運動公園を京丹波町のまちづくりの中心にして進められようとしているのではないのでしょうか。

大型公共事業の推進は、起債で賄うことになり、借金を増やすことになっています。どんな理由をつけようとも、町民の目線から大きくかけ離れた方向にかじを切っています。町民の願いは、借金を増やさず、公共料金の負担を増やさず、毎日が安心して暮らせる、こういうまちづくりを強く望んでいます。京丹波町のまちづくりの方向が合併後に策定した、京丹波町振興計画とは違う方向に進もうとしているのではないのでしょうか。まず、このことを指摘するものです。

平成26年度当初予算に、和知の住宅用地の分譲、造成予算が計上されています。分譲方式については、定住人口を増やすためにも必要と考えます。審議の中で職員の提案を何とかしてやりたいと、こう説明をされました。提案を大事にしながら、その提案を修正をしたり、指導したりするなどチェックするのが町長の責任と仕事です。住民の目線でこの計画をチェ

ックされたとは思えない造成計画です。造成の仕方など再検討して、造成費用を減らすべきです。分譲の単価を下げる努力をすべきことを指摘するものです。

また、丹波地域開発株式会社に、京丹波町は3億300万円の出資をしていますが、町民の血税、税金を投入をしております。出資比率が法律で定められた50%以下であっても、株主総会資料は町民に開示をすべきです。

さらに指摘したいのは、政治姿勢の問題です。この4月から消費税が8%に引き上げられます。この増税に賛成の立場は、町民の願いと大きく食い違っています。テレビで報道されるのは、大型家電店やデパートなどでの駆け込み需要の状況です。一部の人は、そうした対応ができる方もありますが、大部分の国民はこの先どうなるのか、不安と心配で落ち込んでいるのが実情です。町長は消費税の引き上げは、町の収入が増えるとの見解ですが、町が発注する公共事業、町が購入する物件費などに消費税がかかるため、その負担も非常に大きいものです。これは税金で負担をしますので、町民の負担です。

また、商店を始め、町内の大工さんを始め、建設業者などの中小零細業者の皆さんの負担は、大変です。価格表示はもちろん、レジの機械の更新、商品に転嫁できない業者の方々、もう廃業との声も聞かれます。また消費税が導入されたときが3%、それが5%に引き上げられ、今度は8%と引き上げられるのです。さらに10%という、そういう声や動きさえ出ております。消費税が導入されたときから、福祉のためと言われてきましたが、福祉策はどんどん後退をしています。その上に年金も引き下げられる。本当に大変な状況になっております。

大企業には減税、さらに従業員の給料を上げるためと言って、減税をさらにするなど、至れり尽くせりであります。国民への減税や景気対策は消費税の引き上げストップが最も効果がある対策です。町長は町民の代表として、きっぱり消費税引き上げに反対すべきです。

もう一つは、安倍政権の戦争する国づくりの問題です。安倍首相は憲法の解釈は自分があると、平然と主張しました。この発言に野中広務元幹事長は、憲法上、今の内閣の歩いている道は非常に誤りつつある。基本間違ったやり方だと厳しく批判しました。憲法の解釈を一方的に変更して、集団的自衛権行使で、外国で起こった紛争や戦争に若者を送って、人を殺したり殺されたりすることが起きるわけです。集団的自衛権行使にきっぱり反対の態度を表明すべきです。

さらに原発再稼働の問題です。京丹波町は大飯原発から30キロ圏内に入ります。福島のような事故が起きれば、住むところがなくなってしまいます。京丹波町は山林が80%以上超えていますが、山林が汚染されれば、除染は福島の状況からも不可能に近いわけです。再

稼働反対を関西電力に通告すべきです。

町長は常々、町民の安心、安全と、こう言っておられますが、国や京都府に対して、原発の再稼働反対、明確に表明することが本当に町民の安心、安全な暮らしを守る町長の責務であることを指摘するものです。

また、知事選挙の確認団体組織である活力の会の、京丹波町の会長をされているようですが、自民党安倍政権の暴走を推進する団体の長となることは、町民の根本的利益、安心、安全な暮らしを守る立場からも、相反すると指摘するものです。

町長は町民の命と、安心、安全な暮らしを守る責務があります。町民の安心、安全の守り手として、一つには憲法違反の集団的自衛権の行使反対、二つには30キロ圏内にある京丹波町、町民の命と安心、安全な暮らしを守るために再稼働に反対、三つ目には暮らしを破壊する消費税増税に反対の立場に立つべきです。今進められている自民党、安倍政権の悪政と暴走に、住民の立場からも、住民の目線からも町長は反対の立場を明確にして、町民の命と、安心、安全な暮らしを守る立場に立つことを指摘して、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論ありませんか。

山内君。

○15番（山内武夫君） それでは、ただ今上程になりました、議案第16号 平成26年度京丹波町一般会計予算に賛成の立場で討論を行います。

平成26年度予算は寺尾町政にとりまして、2期目スタートの本格予算であり、今後4年間で公約実現に向けた、真価の間われる町政執行であるというふうに思います。

さて、本年度一般会計予算は、総額117億4,000万円で、対前年比3.7%の増額となり、合併後、最大規模の公約実現に向けた積極予算であります。施政方針で述べられた、町民が健康で幸せを感じることができ、合併してよかったと思えるまちづくりに全力を傾注するとの決意に強く期待もし、支持をするものであります。

町民の期待と要望は十人十色、多種多様であります。今日まで一貫して町民目線に立ち、前町政からの懸案事項を引き継ぎながらも、まずは限られた財源という制約がある中ではあります。中長期的な財政計画の下、有利な財源や目的に見合った基金の活用などにより、さまざまな分野に目配りをしながら、将来にわたる財政の健全化を念頭に置きつつ、大胆な上にも、常に一步前を見据えた、バランスの取れた明日につながる積極予算であると確信をいたしました。

主な事業では、町政の基本であります、町民の命と健康を守り、安心して暮らせるまちづくりのために、引き続き地域医療の充実のための医師確保を始め、本町独自の地域包括ケア

システムの構築、子育て支援の充実、また健康長寿の町を目指し、住民の健康増進を図るための総合健診の推進を始め、受診しやすい体制づくりに向けた諸施策が随所に盛り込まれております。

その他、災害に強いまちづくりを進めるため、機構改革として危機管理室を設置し、防災体制の強化を図る一方、消防ポンプ積載車の更新や、災害備品の整備、防災行政無線の整備など、安心、安全のまちづくりのための施策が盛り込まれております。一方、社会基盤の整備を始めとした魅力あるまちづくりとして、年々増加する有害鳥獣対策を最重要課題に位置づけ、被害防止対策や従来からの被害防止施設補助制度の実施と合わせて、ゲート式自動捕獲装置の実証実施による捕獲の強化に取り組むとともに、農業振興面では新規就農者への支援など、担い手対策の強化、丹波ブランドを始めとする特産物の育成、また、森林の整備保全と木質資源活用を推進するためのまきストーブ導入の促進など、また旧町からの懸案でありました鳥インフルエンザ発生農場跡地の活用策の具体化を目指すとともに、建物の解体撤去に取り組むための予算化や、全国高校総体開催に向けたグリーンランドみずほホッケー場の全面改修への予算化など、さらには未来への投資としての位置づけの下、整備が進められております地域振興拠点施設ハイウェイテラス・京たんばの事業推進は、畑川ダム completionによる企業誘致の促進や、京都縦貫道の開通と相まって、地域の活性化の基本であります人口、人の動きにも大きく影響するものでありまして、京丹波町の将来に夢を託すためにも、未来への投資として今取り組むことが必ずや全町民の大きな財産になると信じるものであります。その他、将来の健全な財政運営の基盤づくりのため、土地開発公社の債務解消を図るとともに、合併特例債を活用した振興基金の積み立てなど、後年度の財政基盤の強化を図るべく予算措置されたものであります。

一方、歳入面では、町税は前年度比2.4%増と、若干の増加を見込むものの、一般会計全体の自主財源比率は26.6%にとどまっております。このように長引く不況の影響など、町税の伸びも期待できない中で、依然として厳しい財政運営が続くものと考えますが、将来にわたる本町発展の基盤を盤石なものとするべく、計画的な地方債残高の縮小と基金造成にも取り組まれており、健全かつ積極的な予算編成であるというふうに認めます。引き続き、経常経費の削減など行財政改革を断行しながら、一方では町民のニーズに的確に対応されるよう、一層のご精進を願うものであります。

こういった視点から、平成26年度予算を見渡せば、まちづくりにかける熱い思いと財政健全化に向けた、冷静な頭脳が一体となった、魂のこもった予算案であり、京丹波町の元気と健康創出予算というべき編成がなされており、町民の期待にしっかりと応えられる内容で

あることを確信し、私の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論、ありませんか。

これで、討論を終わります。

これより、議案第16号を採決します。

議案第16号から議案第31号の評決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第16号 平成26年度京丹波町一般会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成26年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○11番（東まさ子君） それではただいま提案されております、議案第17号 京丹波町国民健康保険事業特別会計に反対の立場で討論を行います。

平成26年度の国保税については、被保険者の負担を考慮して据え置くと提案説明がありました。本町の国保加入は2,736世帯であります。200万円以下の世帯がそのうち84%を占め、平均所得は74万5,000円、法定減免の対象世帯は56%となっております。24年度の決算で見ますと、299世帯で滞納が存在しており、重い負担で払えない実態が伺えます。根本的な解決は、保険税を引き下げ、払えるようにすることです。国の定めた今年度の法定減免は、平成26年度から5割軽減と2割軽減の対象が拡大される一方で、保険税の賦課限度額が4万円引き上げられ、最高限度額81万円となっております。これは特に家族の多い自営業者では大変な状況になります。払おうにも払えない人を増やしてしまいます。また滞納整理として京都税機構の連携の下で、かなりの差し押さえがされており、生活するだけで精いっぱい状況も予想がされ、生活を脅かすことがないよう、十分配慮を求めるものであります。

また、この間、長期にわたり、保険証が届いていない世帯も存在しております。保険証の有無によって、医療にかかれるか、かかれないかという、そういう状況が生まれてくるわけで、全ての国保加入者が必要なときに病院にかかれるようにしなければなりません。電話や

訪問を含めた対応で実態把握をしていただき、住所が確認できた全ての世帯に保険証が届くよう、取り組みを求めます。その際、きめ細かな対応ができるように、一部負担金や保険税の減免制度の要綱を整理しておくことが重要です。国保税の算定時には、福祉医療を理由に、国の補助金が減額され、保険税未収額や、賦課限度額超過分が保険税へ転嫁をされております。したがってルールを定め、一般会計から繰り入れるよう、この間求めてきました。国保加入者の所得は減り続けております。さらに消費税が増税されれば、それだけ低所得者にとって出費が増えるわけであり、その分、しんどくなってまいります。国保税のほうにも、何も手だてがなければ、もっと払えない状況が増えていきます。この間、府下の自治体では、41億円の繰り入れが実施をされてきており、本町も行うべきであります。また、国保の運営が厳しくなっているのは、国庫負担の大幅な引き下げと加入世帯の収入減によります。医療費の増大の一方で、国は負担率を引き下げてきました。国の負担を元に戻すことが重要であります。

しかしながら、25年度から国庫負担を34%から32%に引き下げ、その分、府の財政調整交付金を7%から9%に引き上げをいたしました。こうした国の負担削減には賛成できません。国保は市町村の負担がとても少ない制度で、市町村の一般会計からの繰り入れは全体の6%足らずであります。町民の支援を積極的にするべきであります。

以上を申し上げまして、私の反対の討論とさせていただきます。

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

原田君。

○3番（原田寿賀美君） それでは議案第17号 京丹波町国民健康保険事業特別会計予算につきまして、賛成の立場から討論を行います。

平成26年度予算は歳入歳出、それぞれ19億8,655万円となっております。平成25年度と比較をいたしますと、約9,300万円減ということになっております。その内訳につきましては、5年連続で保険税の据え置き対策がなされております。保険税では2,600万円の減額。さらには国、府の財政支援交付金におきましては、5,400万円程度減額になっております。また逆に、療養給付の交付金につきましては、1,500万円ほどの増額でございます。特にまた一般会計におきましては、一般会計、あるいは基金合わせまして、1,700万円ほどの増額となっております。

全体を見ますと、一般会計からの繰り入れ等につきましては、約1億9,000万円が計上されております。また、歳出では、保険給付費、特に医療費ですけれども、約9,100万円ほどの減額。また、後期高齢者、あるいは共同事業に伴いますものにつきましては、約2,

000万円増額という形になっておりまして、疾病予防費も減額となっておりますことから、予防活動に引き続き強化をされることを特に要望をしておきたいと思っております。

ご案内のとおり、国保は健康で安心して日常生活が営めるものでありまして、私たちにとりましては、本当に最後のとりでとしての保険制度であります。役割を果たしている予算と評価をいたしまして、確信をいたしております。

しかしながら、厳しさも伺える中での予算編成であると同時に、国保財政の長期展望や負担の公平性から保険税の滞納整理、特に今後、収納率の向上に対しまして、さらなるご努力をいただきますことを期待して、私の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより、議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第17号 平成26年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成26年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） ただ今提案をされております、議案第18号 平成26年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。

2008年4月に開始をされてから2年ごとの見直しで、3回目の保険料の改定がされます。この6年間は特例の経過措置として、1人当たり老人医療給付費が京都府内の1人当たり平均老人医療給付費に対し、20%以上低く乖離している市町村については、均一の保険料率より低い保険料率を制定されていましたが、この不均一保険料率の期間が終了をいたしました。このことによりまして、本町での平均保険料が平成24年、25年度の4万1,334円から、平成26年、27年度の平均保険料は4万1,631円の0.7%増となり、府下でも一番低い医療費給付の本町にとって不公平となります。

所得の低い方への軽減措置として5割、2割軽減の対象者を拡大するとしておりますが、

そもそもこの制度は75歳以上の人口の増加と医療費の増加が保険料にはね返る仕組みであり、本町のような低所得者がほとんどの市町村にとっては、今後もさらに保険料が上がると予測をされています。国民の反発をかわすために、場当たりの措置をしており、年金は削られ、収入が限られる中、社会保障の改悪、4月からの消費税増など、将来の見通しが立たないのが現状であります。

安心して医療にかかれる、安心して老後が暮らせるよう保障するのが国の責任であります。不均一保険料の継続を、国、府に要望するとともに、不安を抱くような医療制度の廃止を強く求めるものであります。

また、本年度から人間ドック助成の見直しがされ、1泊ドック、胸部CT、脳ドックなどの助成が廃止をされます。限られた財源で一人でも多くの住民に人間ドックを利用していただけのように見直しをするということですが、早期発見、早期治療が重要視される中、1泊ドックや脳ドックなどへの引き続きの助成と予防事業の充実を求めまして、反対討論いたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

北尾君。

○8番（北尾潤君） 議案第18号 平成26年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算に賛成の立場から討論いたします。

我が国の医療費は2014年度には40兆円を超える見通しです。また、全体に占める70歳未満の医療費の割合は50%を下回りました。本制度は国家財政が逼迫する中で、そんな国民医療費の大幅な増加に一定の抑制をかけ、負担割合を明確にすることを目的として2008年度にスタートいたしました。75歳以上の高齢者だけを対象として独立させ、医療給付を集中するこの制度は、うば捨て山と批判され、長く生きてこられた高齢者、今のこの豊かな日本を、また僕らを育てあげてくれた高齢者に対して、感謝や尊敬を感じさせづらくする感があります。

先ほどの反対討論も理解できる部分があります。しかし、制度に反対だから予算にも反対、間違えてはいけないことは、制度というのは目的を達成するためのただの道具だということです。この後期高齢者医療制度という道具に不備があるからというだけで予算執行という目的そのものに反対するということは、掃除機の吸いが悪いから掃除をしないとやっているようなものです。包丁の切れが悪いから晩御飯をつくらないと言っているようなものです。庁舎がぼろぼろだから、議会でしっかりとした議論が行えないと言ってるようなものです。吸いが悪い掃除機で、みんなと同じものを使っているはずなのに、いつも床がきれい、料理が

うまいと評判の人に、切れの悪い包丁を渡しても、全く意に介さず、おいしい料理をつくる。すばらしいじゃないですか。建てかえたほうがと心配されている庁舎でも、しっかりとした議論ができます。町として制度が十分でなくても、しっかりとお年寄りを守っていくという姿勢こそが大事です。

京丹波町は5人に1人が75歳以上のお年寄りが住むまちです。本会計の本来の目的は、その75歳以上のお年寄りが、安心して生き生きと暮らせるようにすることです。この京丹波町を、日本をつくってきた本町在住の3,276人の75歳以上のお年寄りに感謝の気持ちを込めて、国に押しつけられた制度では補えない部分は本町の他会計の事業とも協力しながら取り組みましょう。十分でない後期高齢者医療制度ですが、本当に同じ制度を使っているのかと他自治体から不思議がられるような、生き生きとした75歳以上がたくさんいる京丹波町を町民全体で知恵を振り絞りつくっていきましょう。

以上、議案第18号 平成26年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算に賛成討論いたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終結します。

これより、議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第18号 平成26年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

これより暫時休憩をいたします。10時50分まで。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時50分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

次に議案第19号 平成26年度京丹波町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第19号 平成26年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第20号 平成26年度京丹波町水道事業特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○6番(坂本美智代君) ただ今提案をされております、議案第20号、平成26年度京丹波町水道事業特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。

今回、提案をされております京丹波町水道事業特別会計予算は、平成25年度の当初予算より1億3,560万円、10.1%増の14億8,080万円の予算となっております。ダム関連の事業ではダム管理費に1,090万円、そしてダムの水質処理をするための高度処理施設の調査設計に1,300万円計上されております。これまでから、我が共産党議員団は、人口も増えない中、多額の資金を投資して、高度処理をした水を飲まなくても、既存の施設で十分水は確保されており、10億円もの予算を投入する高度処理施設建設は見直すべきと指摘をしてまいりました。

また、水の確保は全てダムに頼るのではなく、既存の施設をしっかりと維持管理をすることで、異常気象での水の確保はもちろん、水質の面でも投資費用からも住民負担を軽減することができることを指摘するものです。また平成28年度で国の補助制度が終わるということで、経営企業会計に移行するとして、その準備経費に1,500万円、債務負担行為で3,500万円の、3カ年で合計5,000万円の経費を費やすものであります。経営状況を明確にするためとしておりますが、水道は住民生活の大もとであり、水なしでは暮らしていくことができません。公共性の高い水道事業に、一般企業のような考え方を、住民生活を守る上からも、採るべきでないことと考えます。この点も指摘するものであります。

本町の水道料金は京都府内でも高く、若者はもちろん、高齢者も住みづらいとの多くの声をお聞きします。例えば京丹波町は、水道の閉栓、開栓の手数料が1回3,000円ですが、近隣の南丹市は200円で、15倍も高く、改善が必要であります。大きな投資をして、住民にこれ以上の負担を増やさないためにも、高度処理施設建設の見直しと、一般会計からの

繰り入れを求めて、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

山下君。

○5番（山下靖夫君） 私は議案第20号 平成26年度京丹波町水道事業特別会計予算に賛成の立場で討論を行います。

私たち人間は1日たりとて水なしでは生活できません。今まで企業誘致にいたしましても、水が大きなネックでありました。分水嶺である本町は安心、安全な水の確保に大変苦勞されてきたところであります。丹波瑞穂地区及び和知地区の水道施設統合整備も平成28年度の完成をめどに平成26年度は1億800万円余りの予算を計上されて進められております。山間部に家々が点在し、また多くの取水池を必要とする本町では、水道事業に多額の事業費が投入され、どうしても水道料金が高くなる、これも理解できるところであります。財政の厳しい中、繰入金5億8,562万5,000円を積極的に繰り入れていただいているところであります。

厳しい中、水道施設及び簡易水道にも投資され、また、町起債も計画どおり償還されている。私は、健全な会計予算と思います。これをもって私の本議案の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第20号 平成26年度京丹波町水道事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成26年度京丹波町下水道事業特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第 2 1 号 平成 2 6 年度京丹波町下水道事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、議案第 2 1 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 2 2 号 平成 2 6 年度京丹波町土地取得特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより議案第 2 2 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第 2 2 号 平成 2 6 年度京丹波町土地取得特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、議案第 2 2 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 2 3 号 平成 2 6 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより議案第 2 3 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第 2 3 号 平成 2 6 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、議案第 2 3 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 2 4 号 平成 2 6 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算の討論を行い

ます。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第24号 平成26年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成26年度京丹波町須知財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第25号 平成26年度京丹波町須知財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成26年度京丹波町高原財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第26号 平成26年度京丹波町高原財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第27号 平成26年度京丹波町桧山財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第27号 平成26年度京丹波町桧山財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成26年度京丹波町梅田財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第28号 平成26年度京丹波町梅田財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成26年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第29号 平成26年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成26年度京丹波町質美財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第30号 平成26年度京丹波町質美財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成26年度国保京丹波町病院事業会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第31号 平成26年度国保京丹波町病院事業会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

《日程第29、議案第32号 平成25年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）》

○議長（野口久之君） 日程第29、議案第32号 平成25年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

東君。

○11番（東まさ子君） 3ページの繰越明許費の関係で、道路の部分ですが、この資料を見させていただいた中で、町道のその新水戸大峠線と、それから町道の須知水辺公園線があるんですが、これにつきましては関係機関と協議中ということでありましたが、このところについては、かなり時間的に長いことかかっているというふうに思うんですが、何か特別な事情があるのでしょうか。どういうことが関係しているのでしょうか。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 繰り越しをお願いしております、新水戸大峠線につきましては、国道9号との交差点も同時に移動するという事で、国土交通省のほうでも交差点の改良に向けて協議をされております。その交差点の位置なりを、国土交通省と公安委員会のほうで協議され、その交差点の位置から町道を新たに新設していくということでございまして、現在、町道の部分につきましては、警察との協議を終えております。あと、国土交通省のほうで、警察との協議を終えられると、次、交差点の位置が明確になりますので、用地買収等に入らせていただきたいというふうに考えております。

あと水辺公園線の関係につきましても、国道9号線との交差点部分の協議が必要となってまいります。その部分につきましても、警察なり国土交通省の協議につきましては、3月に終えましたので、あと上申いたしまして、事業のほうに入らせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） それから35ページですが、医療審議会ということでありまして、

これは年間何回開かれて、どういう中身のそういう協議をされてきているのか。何かその京都府下のそういう医療協議圏いうのかいね、医療圏ですか、そういうことも踏まえた方針みたいなものをつくらなくてはいけないのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） ただ今のお尋ねでございますが、今、京都府のほうから、また国のほうから、特段定められた、求められているようなものはございません。審議会というのは、あくまでも諮問に対するの答申でございます。今現在、京丹波町のほうでの諮問、答申については、本年度についてはございませんでしたので、今回減額をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 45ページの教育費であります。学校管理費で光熱水費が105万3,000円減額になっております。この減額の主なものは、どういったことなのかとお伺いしたいのと、ページめくりまして46ページの扶助費であります。この要保護、準要保護、就学援助であります。小学校、また中学校と、それぞれ扶助費がそれぞれ減額されております。確定されたと思うんですけど、それぞれ何名、要保護、準要保護、就学援助受ける人数、お願いします。

○議長（野口久之君） 藤田教育次長。

○教育次長（藤田真君） まず、45ページの小学校一般管理の光熱費でございますけれども、これにつきましては各小学校での精査によるものが大半でございますけれども、主な要因につきましては、特に瑞穂小学校では以前の給食調理室の光熱水費分を合わせて計上をいたしておりました。

このため、結果的に余ったことによりまして、本年度途中に本来は補正をすべきであったと反省をしておりますが、精査により減額をさせていただくということでございます。

それから、46ページの扶助費の関係でございますけれども、小学校の要保護につきましては当初見込みが6人、実績は6人ございました。それから準要保護につきましては、当初見込みが69人、実績は63人、中学校の要保護につきましては、当初見込みが3人、実績は2人、準要保護につきましては、当初見込みが58人に対して、実績は56人という結果でございました。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君）　ちょっと私もお尋ねしておきたいですが、一つは歳出の27ページで
ございます。工事請負費で町有地整地の工事が1,700万円の減額になっております。繰
越明許にもある部分だと思えるんですけども、蒲生野の造成予定地、この場合には追加もさ
れて6,600万円の予算でということやったと思うんですけども。追加までされとるのに
ですね、今回、1,700万円の減額と、いわゆる6,600万円の25.7%減額という
ことになるんですが、当初のそういう追加までしたわけですけども、見通しと言いますか、
見込みと言いますか、どういう設計単価と言いますか、ことになっておったのか。ちょっと
余りにもずさんな計画ではなかったのかどうかということと、それから繰越明許の中に、財
産管理事業ということで、5億291万9,000円になっておりまして、買い戻し分がこ
こに入るとるかと思うんですけども、その事業の概要としては蒲生野地内の町有地整地工事
で、繰り越しが3,300万円ということになっておるんです。非常にわかりにくい工事と、
その財産、土地の買い戻しと分けたほうがわかりやすいと思うんですけども、財産管理事業
ということになっておりますので、非常にそういう点ではわかりづらいんですが、ちょっと
その点、どうであったのか1点伺っておきたいと思います。

それからもう一点は、歳出41ページで、工事請負費で道路改良工事ということで、1億
8,275万6,000円というのが追加になつてくるんですけども、今の時点で追加をして
も、当然繰り越しになろうかと思うんですけども、この部分は繰越明許の、いわゆるこのど
こにこれが入っておるといことになるのか、合わせて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君）　伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君）　27ページの町有地整地工事の関係でございますが、これにつ
きましては、補正予算のお世話になったわけでございますけれども、実際の工事施工にかかわ
って、現場での精査と言いますか、工法等の見直しによって、減額となったということでご
ざいます。

それからあと、繰越明許費の関係につきましては、これは補足説明でも申し上げたところ
でございますが、財産管理事業ということでくくっておりますので、その関係で、そのうち
事業費といたしましては4,900万円というふうなことで、そのうちの3,300万円の
繰り越しをお願いするという説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君）　十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君）　41ページの道路新設改良事業の工事請負費の増額分につ
きましては、今、山田議員、おっしゃられましたように、繰り越しをお願いしているところで

ございまして、繰越理由の一覧表にあります丹波PAの市街地整備分でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 8ページの繰越明許費の中の方ですけども、繰越理由等一覧表をいただいております、その1ページ目の一番下段ですけども、森林管理道の開設事業の、森林管理道塩谷長谷線開設工事ですね、4工区ということで、繰り越しがされるわけで、その理由につきまして、国庫補助事業として財源確保の観点から工事完了後、連続して事業を実施するため、繰り越しが必要となったためということで、繰越理由としては、ちょっと何か私も意味が理解できんですけど、これどういようなことで、何か繰り越しせんと国庫補助がもらえへんさかいに繰り越すんやというようにしか理解できへんのですよ。工事完了後、連続して事業を実施するためと、このことについてちょっと単年度会計から言っただけで、次の年度のやつが何か補助事業できへん、国庫補助があつてできへんというようにことになるのかなということに思うんですけども。何かこの3月7日に、これ契約されてまして、それほかの繰越理由は、全部、その工事が延期しとる理由がはっきり、何でこの地権者の交渉とかができへん、長引いたためとか、公安委員会との交渉が、長期、長くに時間かかったとかいうような理由で、はっきりしとるんですけど、これはちょっと何か繰越理由としてはちょっと妥当ではないのかなと。何でこれ3月7日に入札して契約になったんかという、その具体的な理由をちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 森林管理道の開設事業につきましては、京都府内唯一の開設事業でございまして、毎年国のほうから補助金が割り当てられるんですが、森林管理道の塩谷長谷線につきましては、両方から工区を分けて順次整備をしとるわけなんですけど、第1工区、第2工区、それぞれ整備をまず開設をいたしました。それから平成24年度の大型補正でさらに財源の追加がございまして、秋から3月にかけて、第3工区として開設をさせていただいております。もう片方の第4工区としてさらに3月7日に契約をして開設をしていると。とぎれることなく有効に財源を活用して施工したいということで、京都府唯一の林道事業でもありますので、その辺の有効的な財源の補助金の割り当てを使って開設したいという理由から、このような手法を採らせていただいているようなことでございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 今の説明でわかりましたけれども、そうしたら第3工区のいわゆる完了が遅くなったから、第4工区の着工がおくれたというようにすることはないんかと思っ

て、それが主な理由ではないかなと思うんです。そういうことを書いといてもらわなったら、これ見ただけではさっぱり、この国庫補助もらうために繰り越すんやっちゃな、そんなええかげんなことでは具合悪いなど。

説明のこの工事完了後連続してという意味はちょっと、それは年度内に完了しとったら、何も連続してこれはもらえるわけでありますので、こんなことは繰越理由にならんとお思いますので、これはもう少しちょっと、理解できるような説明理由をお願いしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 27ページであります。常任委員会でもあったんですが、財産管理費ですが、減額になっているわけでありまして、町の施設ということで竹野地域にもJAの施設がありまして、その横に倉庫があるんですけども、その倉庫がもう本当に老朽して風やら吹いたり、雨やら降ったりしたときには、大変ひどい状況にもなったりしている。そういう老朽施設については、今国のほうで取り壊しというか、そういう予算もあるというふうに聞いてるんですが、いろいろ必要なものまで壊すということにはなっては困るんですけども、竹野の倉庫については、本当に学校も近くにあるし、子どもも通学してるので、自転車でも中学生が通学するので、大変危険であるので、どういうふうに考えておられるのか、どういう目安にして解体というか、そういうものをされるのか、お聞きをしておきたいとします。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 老朽化施設の解体につきましては、特に危険なものについては、やはり優先して実施していかなければならないというふうには考えております。過疎債のソフト事業を使った基金も設けておるところでございまして、そうしたものの活用も図りながら、できるだけ早期に解決を図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいとします。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 先ほど、答弁いただいたんですけども、町有地の整備工事の1,700万円の減のことなんですけども、この財産管理費の中に、測量設計監理業務等委託料というのが220万9,000円、減額になつとるんですけども、当然、こういう造成工事を行うという場合に、測量設計を委託をして、そして算出をされたと思うんですけども、余りにもちょっとこの当初追加をして6,600万円の予算が4,900万円、1,700万円の

減額になるという、そのことについて、素人ではないと思うんで、当然町が指示した内容に基づいて、測量設計されたと。もう少し、その1, 700万円も違っておった、入札残にしては余りにも差も大きいわけですので、なぜこういう差が出たのかというの、もう少し明らかにしていただきたいというように思います。

それから、先ほどお尋ねした道路改良の工事の関係なんですけども、道路新設改良工事は、ここで見ますと1億7, 838万3, 000円ということになっておって、道路改良工事というのが、1億8, 275万6, 000円というのが、この予算の説明なんですけども。具体的にその繰越明許の中に加わる部分ですね、幾らの金額がこの平成25年度の最終補正の道路改良の部分、繰り越しになるということをやっと、もちろん、ここにはいろんな測量設計とかいうのも含まれておると思うんですけども、合わせてこの市街地整備の中に繰り越されるのは、金額としては幾らなのかということをやっとはつきりお尋ねをしておきたいというように思います。

それからもう一点、35ページで、衛生費の関係でちょっとお尋ねしておきたいんですけども、委託料で健診にかかわる部分だと思うんですけども、ここで1, 126万9, 000円の減額になっておるんですが、府下で一番受診率も高いという説明もあったわけですが、この予算を当初組む場合に、国が示す、例えば57%の目標で、これはあくまでも予算を組んで、結果としてこういう減額になったということなのか。京丹波としては当初どういう目標の数値でこの予算を組まれて、そして結果としてこういう減額になったということなのか、その点、お尋ねをしておきたいように思います。

片方ではドックなどの負担も増やしておるわけですが、こういう減額をするなら、当然そういうところに充当すれば、十分そういうのにも対応できるんじゃないかと思っておりますので、お尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 27ページのその減額の部分でございますが、具体的な工法の変更ということでございますけれども、例えば、筋芝工としておりましたものを、種子吹きつけに変更したでありますとか、あるいは周囲の排水口のU字溝等の幅を見直したでありますとか、そういった現場サイドにおいて実質的に妥当な線で再度練り直したというふうなことでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 道路新設改良費の工事請負費、1億8, 275万6, 000

円につきましては、国の補正によるもので今回補正をお願いしております、この部分全て、丹波PAの市街地整備のほうで繰り越しのこの5億9,441万2,000円の部分に含まれております。

以上です。

○議長（野口久之君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本佐登美君） 35ページの委託料につきましてでございますけれども、検査検診委託料の部分につきましては、妊婦検診等の母子保健の委託料、また後期高齢その他がん検診等の委託料を合わせまして、減額をさせていただいているところでございます。それと、当初の見込みでございますけれども、二つ目の特定健診につきましては、当初5%で算定させていただきまして計上させていただいております。その他につきましては、前年度実績等に基づきまして、計上させていただいているところでございますが、今回、実績に基づきまして、減額をさせていただいたということでございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより、議案第32号を採決します。

議案第32号 平成25年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

《日程第30、議案第33号 平成25年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（野口久之君） 日程第30、議案第33号 平成25年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

東君。

○11番（東まさ子君） 3ページの国庫負担金であります、1,682万4,000円ということで、減額になっております。これに見合う歳出といたしまして、療養給付費のほう一般在のほうで2,000万円減額となっております、これどういう計算になって、こういうふうにされているのかわからないんですが、国庫負担は32%ですので、この医療費の療養給付費の。そういうしゃくし定規というか机上の計算で私はものは申しておりますけども、そういう関係にはならないのかどうか、お聞きをしたいのと、それから高額療養費、7ページであります、これは一般財源とその他の財源と、財源振替ということになっております、これはどういう関係でこのようになるのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） この3月補正で療養給付費負担金の算定の方法といたしましては、現在交付申請を行いました額に合わせている状況でございます。その交付申請の流れといたしましては、前年度の3月診療分から10月診療分までの実績に合わせて、今年度の事業費を推計することとなっております。その関係で、予算ベースと補助金といいますが、負担金の交付申請の医療費見込み額とは差がありますことから、歳出の減額分とこの歳入、国庫負担金の額とに単純に予算ベースの32%ではないということにご理解をいただきたいと思っております。

それから、高額療養費の財源振替につきましては、療養給付費負担金、また、調整交付金の国、府の予算を精査いたしましたことから、財源として高額の交付金等やら保険財政調整の共同事業の交付金等を整理させていただいて、財源振替をさせていただいたところでございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより、議案第33号を採決します。

議案第33号 平成25年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

《日程第31、議案第34号 平成25年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）》

○議長（野口久之君） 日程第31、議案第34号 平成25年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより、議案第34号を採決します。

議案第34号 平成25年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

《日程第32、議案第35号 平成25年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（野口久之君） 日程第32、議案第35号 平成25年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより、議案第35号を採決します。

議案第35号 平成25年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

《日程第33、議案第36号 平成25年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（野口久之君） 日程第33、議案第36号 平成25年度京丹波町水道事業特別会計
補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより、議案第36号を採決します。

議案第36号 平成25年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原
案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

《日程第34、議案第37号 平成25年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2
号）》

○議長（野口久之君） 日程第34、議案第37号 平成25年度京丹波町下水道事業特別会
計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○14番（山田均君） ちょっとお尋ねをしておきたいと思いますが、歳出の6ページで、測

量設計監理業務等委託料、1,786万円というのが減額になっておるんですけども、非常に大きな委託料の減額になっとるんです。この主な理由はどういうことなのか、どこのいわゆる工事の部分であったのかということ、1点お尋ねしておきたいと思います。

それから合わせて、委託料の中の、汚泥の脱水業務委託料というのが500万円減額になっております。合わせて、引き抜きの委託料も減になっとるんですけども、当然、前年度の実績とか、そういうのに基づいてされてると思うんですけど、主な、この減になった要因というのは、どういうことなのかということ。

それから7ページに、浄化槽の設置工事で当初の予定が1基になったと。当初、5基予定ということでしたけども。具体的に、この下水道の場合の、浄化槽の推進の考え方は、当然地域もう決まってるわけでございますけども、ただ単なる町民の方からの申し込みというのを待っておるということだけなのか、町としてそれぞれ該当する地域の方に呼びかけたり、そういうようなことを具体的に取組んだ結果で、こういう1基になったということなのか、合わせて今後の考え方についても伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君） まず、6ページの測量設計関係の1,786万円の減額の内容でございますけども、多額の減額ではございます。内容としましては、グリーンハイツの管渠の改善工事に係る実施設計業務につきまして、そこで200万円を減額しております。

それから、京都縦貫自動車道に係ります下水道の管渠移設設計業務の関係で、300万円の減額となっております。それから、現在、繰り越しもしておりますけども、町田地区の下水道の関係での、これは建物調査の業務の関係で、136万円の減額でございます。

それと、先ほど言いました上豊田に合わせまして、豊田地区でも京都縦貫道の関係での業務がありまして、そこでの減額が200万円でございます。それからもう一つ、グリーンハイツの同じく、誤接続の調査にかかります業務の減額が950万円、合わせて1,786万円の減額でございます。それから、同じページの、汚泥脱水業務の委託料500万円の内容でございますけども、これにつきましては、汚泥の量の精査による減額でございます。

それから、浄化槽ですけども、市町村設置の関係の浄化槽、当初おっしゃいましたように5基を計画しておりましたけども、最終的に1基となりました。希望があった場所の1基のみを平成25年度で設置したところでございます。この事業の推進のやり方につきましては、この前も申し上げましたけど、以前ではアンケートを採ったりしてたときもあったんですけども、なかなかその後、地元に出向いたりして推進の啓発ができてないところではございますけども、まだまだ浄化槽の設置計画基数が残っておりますので、より一層推進してまい

りたいと考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） グリーンハイツのちょっと関係でお尋ねしておきたいのですが、改善業務ということで調査が減額200万円ということでございましたし、それ以外に個別の関係で950万円の減という説明やったと思うんですけども、具体的に、いわゆる950万円の減のことというのは次年度で必要になってくるということなのか、全体のそういう調査の中で950万円の減になったということなのか。具体的に、グリーンハイツのそういう下水道のあるわけですけれども、現時点で、それを整備していくということで、いろいろこれまでから議論されてきた経過はあるわけでございますけれども、その辺、業者から引き受けてきて、町管理になってるわけでございますけれども、その辺はどうであったのかということと、今申しあげましたように、引き続きそういう調査がまだ要ということで、平成25年度分を減額したということなのか、実施した分で残を減額したということなのか、もう終了したということなのか、合わせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君） グリーンハイツの業務の、950万円の減額でございますけれども、これは経過としましては、当初は工事費に予算を計上しておったんですけども、途中で補正によりまして、業務費のほうに1,200万円を振りかえた経過がございます。最終的に減額となりましたのは、業者との契約が思ったより安くついたということでございまして、この業務につきましては、繰り越しのほうにも上げておりまして、引き続き調査をしてまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより、議案第37号を採決します。

議案第37号 平成25年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

これより、暫時休憩をいたします。午後は、1時半まで。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時30分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

《日程第35、議案第38号 平成25年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第35、議案第38号 平成25年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

議案第38号 平成25年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

《日程第36、議案第39号 平成25年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第36、議案第39号 平成25年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

議案第39号 平成25年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

《日程第37、議案第40号 平成25年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第37、議案第40号 平成25年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより、議案第40号を採決します。

議案第40号 平成25年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

《日程第38、議案第41号 平成25年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第38、議案第41号 平成25年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより、議案第41号を採決します。

議案第41号 平成25年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

《日程第39、議案第42号 平成25年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第39、議案第42号 平成25年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

次に、賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより、議案第42号を採決します。

議案第42号 平成25年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

《日程第40、議案第43号 平成25年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第40、議案第43号 平成25年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより、議案第43号を採決します。

議案第43号 平成25年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

《日程第41、議案第44号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第4号）》

○議長（野口久之君） 日程第41、議案第44号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○14番（山田均君） 委員会でも少しお尋ねした経過はあるわけですがけれども、8ページの級別の職員数のところで、行政職の場合に、今3級の職員が4名ということになっております。病院で勤務する職員もほかにおるわけがございますけれども、説明では医療の見直しで事務長というところから課長職という名前で、一般会計で、いわゆる給料といたしますか、賃金については負担をしておるといふ説明を聞いたんですけども。具体的に、ここいきますと、

4名ということではないと思うので、現在の京丹波町病院における職員数が何人おって、一般職と申しますか、そういう兼務をしておる職員は課長以下何名おるのかということ、ちょっと改めてお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） ただ今のお尋ねでございますが、3級の行政職になっております。これは病院のほうには現在行政職が、私を含めまして全部で5人おります。5人のうちの3人がいわゆる医療政策課のほうの勤務を兼ねておりますので、一般会計のほうから出ております。4名となっておりますのは、これは和知診療所と合算した数字になります。

和知診療所のほうにも行政職がおります。老健のほうに2名行っておりますので、いわゆる残り2名を足し込みますと、合計3級は4名ということになります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 実態は、それでわかったわけでございますけれども、当然医療政策課というところに所属するということになりますと、当然そこで、病院で勤務して、いわゆる時間外とかいうのもやるんですけども、全て人件費に係る分については、一般会計から支出されておることだと、改めてお尋ねするんですが、それ以外にいわゆる一般会計から出されておるもの、それから病院のこの会計から出されておるものは、ほかにないのかどうか、合わせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 行政職の場合、今おっしゃいましたように残業等ある場合は、一般会計のほうからももちろん出ております。その数字については、ちょっと私のほうでは把握いたしておりませんが、総務のほうでは把握いたしていただいております。残り、いわゆる医療職関係につきましては、残業等の関係につきましては、特別な医療、いわゆる救急医療があった場合とか、オペが長引いた場合とか、一定のことが定められておりますので、それ以外のことについては、できる限り公営企業会計のほうでは、行政職を除きまして残業が発生することは極めて低い状態でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより、議案第44号を採決します。

議案第44号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

《日程第42、発委第1号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第42、発委第1号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

北尾議会運営委員会委員長。

○8番（北尾潤君） それでは、京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明をいたします。

平成26年4月1日から、農林振興課、商工観光課が新たに設置されることから、産業建設常任委員会の所管について、新旧対照表のとおり、産業振興課を農林振興課、商工観光課に改めるものでございます。

それでは、議案を朗読し説明といたします。

発委第1号、平成26年3月27日。

京丹波町議会議長、野口久之様。

提出者、議会運営委員会委員長、北尾潤。

京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案説明。京丹波町課設置条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例。京丹波町議会委員会条例、平成17年条例第194号の一部を次のように改正する。第2条第1項第2号中、産業振興課を農林振興課、商工観光課に改める。附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 以上説明のとおりであります。

これより、発委第1号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

これで討論を終結します。

これより、発委第1号を採決します。

発委第1号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

《日程第43、閉会中の継続審査について》

○議長（野口久之君） 日程第43、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程、並びに本定例会に付議された事件は全て終了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成26年第1回京丹波町議会定例会を、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 1時46分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 山下靖夫

〃 署名議員 北尾潤